

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 支払期日未到来の家賃

Q : 不動産賃貸業を営む父が7月24日に死亡しました。賃貸料は、賃借人との契約により毎月末払と定めていて、父の死亡した7月分の家賃は、相続人が7月31日に受け取りました。

ところで、その家賃のうち7月1日から24日までの期間に対応する既経過分の家賃については、相続財産に含めなければならないのでしょうか。

A : 支払期限が到来していないものについては、相続財産に含める必要はありません。

【解説】

相続税においては、課税時期において既に収入すべき期限が到来しているもので同時期においてまだ収入していない地代、家賃その他の賃貸料、貸付金の利息等の法定果実の価額は、その収入すべき法定果実の金額によって評価するとされています。

したがって、支払期限が到来していないものについては、相続財産に含める必要はありません。

ご質問の場合も、お父さんが亡くなられた日においてはその月分の家賃の支払いを受けるべき日が到来していないので、7月1日から7月24日までの期間に対応する既経過分の家賃相当額は、相続財産に含める必要はありません。

ちなみに、既に支払日の到来している家賃で、7月24日現在未収となっているものがあれば、その未収家賃については相続財産に含めることになります。

